平成２２年（フ）第４２７号
茨城県稲敷郡阿見町阿見1995―１　社会福祉法人木犀会ケアホームかすみ、住民票上の住所茨城県古河市尾崎2762番地12
債務者　池田　琢磨
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６２号
埼玉県蓮田市江ケ崎1698番地の８
債務者　齋藤　慎祐
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７１号
埼玉県新座市栄３丁目１番21号
債務者　藤田カツヱ
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８７号
さいたま市北区本郷町493番地　グリーンパレス本郷303
債務者　小黒　弘美
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４１号
さいたま市北区盆栽町530番地５
債務者　島田あゆみ
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４８号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　さいたま寮Ａ棟
債務者　池田　　久
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地２　けやき荘、旧住所埼玉県狭山市大字北入曽755番地１　２―305
債務者　野村　宜伸
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８１号
埼玉県川口市西川口２丁目７番23号　照光荘512号
債務者　近藤　和子（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９５号
さいたま市南区白幡４丁目２番17号603
債務者　轟木　康人
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
岩手県奥州市水沢区神明町１丁目６番７号
債務者　後藤　　博
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第８８号
岩手県奥州市前沢区字三日町新裏38番地２　コーポラスM201号室、旧住所岩手県盛岡市仙北２丁目25番32号レオパレス仙北坂本211号
債務者　畠山　梨恵（旧姓岩崎・佐々木）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１４０１号
埼玉県加須市阿良川623番地６
債務者　松村　慎次
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０２号
埼玉県加須市阿良川623番地６
債務者　松村オチヱ
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５１号
さいたま市西区大字西遊馬355番地３
債務者　辻　喜代次
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５２号
さいたま市西区大字西遊馬355番地３
債務者　辻　　良子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９５号
さいたま市北区宮原町３丁目257番地　宮原サンハイツ101
債務者　岩淵　淳一
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０７号
さいたま市緑区馬場２丁目10番地21　プレステージグランデⅡ202号
債務者　山島　　剛
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係